

薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 一〇七（略） （削除） 八〇二十（略）</p> <p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇八十一（略） 八十二 ジクロフェナク 八三〇百二十四（略） 百二十五 チキシウム 百二十六〇二百五十四（略）</p>	<p>別表第一 一〇七（略） 八〇 チキシウム 九〇二十一（略）</p> <p>別表第三 無機薬品及び有機薬品 一〇八十一（略） （新設） 八二〇百二十三（略） （新設） 百二十四〇二百五十二（略）</p>